

重要事項説明書

入園見学・説明用

現在、コロナの影響により園見学を見送っており、入園をお考えの方には大変ご迷惑をおかけしております。見学の際にお渡ししている『保育園のパンフレット』と『重要事項説明書』をご覧いただけるよう掲載いたしますので、参考にしてください。

なお、保育方針・内容等にご理解いただける方は入所の申請をお願いいたします。申請書類は全て市に提出していただきますが、当園を申請される方は、なでしこ保育園のホームページ内にある『入園申込整理票』のフォームに必要な事項を入力のうえ送信してください。

※予定していた年間行事が中止・延期となっている場合があります。そのため、集金額も記載額と異なるものもありますので、ご承知おきください。

社会福祉法人なでしこ会
なでしこ保育園
第二なでしこ保育園
第三なでしこ保育園

なでしこ保育園・第二なでしこ保育園・第三なでしこ保育園 重要事項説明書

この説明書は入園に際し保育園の保育方針や保育の内容についてご理解をいただいたという意味を確認するためのものです。今後、在園中には様々な要因により方法や内容に変更が生じたり、新しい項目が増える等のことが起こり得ることもお含み下さい。

1 施設の目的及び運営の方針

- ① なでしこ保育園、第二なでしこ保育園、第三なでしこ保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受入れ、保育事業を行うことを目的とする。
- ② 当園は保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- ③ 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- ④ 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行うよう努めるものとする。
- ⑤ 当園は、児童福祉法施行条例（平成 24 年埼玉県条例第 68 号）及び熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月条例第 29 号。以下、「条例」という。）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

2 提供する保育の内容等

当園は、保育所保育指針（平成 27 年厚生労働省告示第 117 号）に基づき、以下に掲げる保育その他保護者の意向を受け止めて、必要な支援の提供を行う。

- ① 特定教育・保育（法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）
支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第 20 条第 3 項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。
- ② 時間外保育
就労等の理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第 7 条に規定する時間の範囲内において、法第 59 条第 1 号に規定する時間外保育を提供する。
- ③ 送迎
園バスによる送迎は令和 3 年度で終了した。各園の駐車場は無償で利用可とするが、駐車場内での事故やトラブルに園は関与することはできない。
- ④ 食事の提供
- ⑤ その他保育に係る行事等の開催
- ⑥ 保護者支援及び全保護者により構成される保護者会への助言等の支援

3 事業運営主体

名 称	社会福祉法人 なでしこ会
所 在 地	埼玉県熊谷市柿沼 921 番地 9
電 話 番 号	048-521-5698
代表者氏名	理事長 門倉 文子

4 利用施設

施設の種類	保育所			
施設の名称	なでしこ保育園	第二なでしこ保育園	第三なでしこ保育園	
施設の所在地	熊谷市柿沼 921-9	熊谷市柿沼 955-2	熊谷市円光 2-10-10	
連絡先	TEL	048-521-5698	048-525-3761	048-520-6112
	FAX	048-524-0822	048-524-7811	048-526-6720
管理者	園長	門倉 文子	大谷 光代	高田 美華
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童			
満3歳以上の児童（2号認定）	60人	101人	30人	
満1歳以上満3歳未満の児童（3号認定）	60人	32人	20人	
満1歳未満の児童（3号認定）	30人	17人	10人	
開設年月日	S39. 4. 1	S54. 4. 1	H10. 4. 1	
（認可年月日）	S40. 1. 1	S54. 4. 1	H10. 4. 1	
事業所番号	1120251000191	1120251000258	1120251000308	
実施する保育事業	保育事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業			
自己評価の概要	50余年に亘り地域の子育ての拠点として機能し親子の幸福に寄与してきた			
第三者評価の概要				
職員への研修の実施状況	職員全体研修年3回、経験年数に応じた各種研修会参加			
嘱託医	（内科・小児科）森 庸祐・森 有子 （歯科）黒沢 誠人			

5 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設	なでしこ保育園	第二なでしこ保育園	第三なでしこ保育園
敷地全体面積	2328.46 m ²	2854.64 m ²	511.52 m ²
園舎構造	鉄筋・木造2階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建
園庭面積	661.56 m ²	1500.00 m ²	796.30 m ²
延べ面積	1485.64 m ²	870.3 m ²	719.52 m ²

(2) 主な設備 (部屋数)	なでしこ保育園	第二なでしこ保育園	第三なでしこ保育園
乳児室	2室	1室	1室
ほふく室	2室		1室
保育室	9室	6室	3室
遊戯室 (ホール)	1室	1室	1室
調理室	1室	1室	1室
保健室	1室	1室	1室

6 職員の設置状況

(1) 職種及び員数等

職 種	なでしこ保育園				第二なでしこ保育園				第三なでしこ保育園			
	常 勤		非常勤		常 勤		非常勤		常 勤		非常勤	
	(内有資格者)		(内有資格者)		(内有資格者)		(内有資格者)		(内有資格者)		(内有資格者)	
園長	1	(1)			1	(1)			1	(1)		
主任保育士	1	(1)			1	(1)			1	(1)		
副主任保育士	1	(1)			1	(1)						
保育士	26	(26)	5	(5)	12	(12)	3	(3)	13	(13)	5	(3)
栄養士	1	(1)	1	(1)	1	(1)			1	(1)		
調理員	1	(1)	1	(1)			2	(1)	1	(1)	1	(1)
看護師	1	(1)					1	(1)			1	(1)
事務員	2				1				2			

(2) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系 (勤務時間帯)	備考
園長	午前8時30分～午後5時00分	
(副) 主任保育士	午前7時00分～午後8時00分	3園ともシフト制による勤務 ※午後8時まで
保育士	午前7時00分～午後8時00分	
栄養士	午前8時30分～午後5時00分	
調理員	午前8時30分～午後5時00分	
看護師	午前8時30分～午後5時00分	
事 務	午前8時30分～午後5時00分	

7 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日

開園日		月曜日～土曜日		
開園時間	月～金曜	第1 第2	午前7時00分～午後7時00分	19時以降は第三へ移動し保育可能
		第3	午前7時00分～午後8時00分	
	土曜	三園合同	午前7時00分～午後4時00分（保育の必要に応じ）	
保育提供時間	標準時間認定	三園共通	平日 午前7時00分～午後6時00分	
	延長保育時間	第1 第2	午後6時00分～午後7時00分	19時以降は第三へ移動し保育可能
		第3	午後6時00分～午後8時00分	
	短時間認定	三園共通	平日 午前8時00分～午後6時00分 内の8時間	
	延長保育時間	支給認定時間を越えて延長保育を利用する場合は、別途料金がかかります。		
休園日		日曜日、祝日、年末・年始（12月29日～1月3日）		
協力保育 （家庭保育が可能な方に協力をお願いする期間）		職員の研修や休暇を確保する為、次の期間を <u>協力保育として仕事の都合で保育の必要な方のみ保育します（土曜日は含みません）</u> 。 7月下旬に5日程度、8月中旬に10日程度、12月25日～28日、1月4～7日、3月末～4月入園式前日迄		
<p>当園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。</p> <p>○ 保育標準時間認定、保育短時間認定に係る保育時間はそれぞれ左記時間の範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）</p> <p>○ なお、保育標準時間認定、保育短時間認定のそれぞれの保育提供時間の範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、時間外保育（延長保育）を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）</p>				

8 給食等について

（1）提供方針

年齢・発達に合ったものを、季節を感じられる食材と化学調味料を使わない丁寧な調理で提供する。

（2）提供方法

各園、自園調理とする。

（3）昼食・おやつ

午前のおやつ、昼食、午後のおやつを通して、食べることに意欲を持ち自分で食べようとする気持ちを育て、食べることの楽しさを感じられるようにする。

(4) アレルギー等への対応

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、対象児の状況に応じ可能な限り対応する方針である。その際は、生活管理指導表をもとに家庭、担任、栄養士・看護師と密に連携を取り合い、除去する食物を明確にし、他の子の食事と間違えないよう提供する。

※ 代替食に対応

(5) 衛生管理等

集団給食施設届出を保健所に提出する。手洗いを徹底し食材を取り分ける時など専用のエプロン・マスク・帽子を着用する。また、食器の殺菌保管、調理に関わる人の健康管理を徹底する。調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底する。

9 保護者の負担について

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

3号認定のお子さんに関しては、居住する市町村が定める保育料をお支払いいただきます。2号認定のお子さんに関しては、保育に係る利用者負担が無償となります。それ以外は実費として負担していただきます。副食費の徴収免除世帯へは市より直接通知がありますので、そちらに従ってください。

(2) 月額実費徴収：口座振替（保護者負担手数料 96 円／回）

保護者にご負担いただくものとして以下のものがあります。教育費は年少以上児に対する外部講師による指導料及び教材の維持管理費で、各年齢に応じた指導回数のため価格が違ってきます（コロナなどの事情により指導が受けられず金額変更がある場合もあります）。

・月刊絵本代	4,400円	(全園児)
・教育費	年少：5,000円	年中・年長：10,000円
・副食費	4,500円	(年少以上)
・主食費	2,000円	(年少以上)

※ 教育費にはスポーツ振興センターの保険料（年額一人 365 円のうち保護者負担 6 割）も含まれます。0～2歳児の保険料は全額を園で負担いたします

※ 上記のほか保護者会から保護者会費（園児一人あたり月額 800 円）の徴収があります

※ 個人持ちの教材（連絡帳、クレヨン等）は必要に応じ、現金で集金させていただきます

(3) 延長保育料

保育標準時間認定のお子さんの 18:01 以降の保育は延長保育料が別途かかります。

※ 申請時間よりお迎えが遅れる場合は前もってお知らせ下さい

※ 保育短時間認定の方の延長保育料は 2 号認定・3 号認定とも 30 分につき 100 円です

※ 延長保育料については下記の表のような利用料での集金となります。月額ではなく利用した回数で集金となり、月額実費徴収額と合計して口座振替となります

コース	平日（月曜日～金曜日）のお迎え時間	0～1 歳児	2 歳児以上
A	18:01～18:20	200 円/回	150 円/回
B	18:21～18:40	300 円/回	250 円/回
C	18:41～19:00	400 円/回	350 円/回
D	19:01～19:20	500 円/回	450 円/回
E	19:21～19:40	600 円/回	550 円/回
F	19:41～20:00	700 円/回	650 円/回

土曜日は 16:00 までの保育です。やむを得ず 16:00 を過ぎた場合は延長料が発生します。
*おやつを食べた場合は、1 回 50 円集金となります。

《注意とお願い》

- 1 お迎えの記入時間以降の事故やケガについては責任を負えませんのでご承知下さい
- 2 延長保育料の集金は月末で締めて翌月の請求になります
- 3 年度途中の取りやめやコース変更は事前に担任までお知らせ下さい

(4) 障がい児の受け入れ体制について

障がいがある場合は、入園前に保護者の方と話し合いをし保育の方法を決めています。療育手帳や障がい者手帳がある場合は必ずご提示ください。また、医師の診断書等も保育方法を検討する際に重要になりますのでお手持ちの場合はご提示ください。なお、事前に伺った状態と実際の園児の状態が著しく違う際は、当園の保育士・保育体制では対応できない場合、入園をお断りすることがあります。

10 園と保護者の連絡と ICT 化について

令和 4 年 4 月より ICT を導入します。それに伴い、登降園チェックや連絡方法にアプリを使用するなど、手段がいくつか変更になりますが、入園当初は園や家庭での状況を相互連絡するために連絡帳を活用します。

また毎月「月案」を発行し、月ごとの予定や年齢ごとの保育のねらい等をお知らせします。全家庭対象に熊谷市保育課の保育メール「すぐメール」を登録して頂き、必要に応じてメール配信をするほか、園のホームページ上の保護者のページで園の保育の様子を随時お知らせしていきます。

11 園利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項について

(1) 【2号・3号認定子ども（保育認定）】

利用者の決定	市が行う利用調整による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> ● 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園も含む。） ● 保護者から退園の申出があったとき ● 利用継続が不可能であると市が認めたとき ● その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 登園は9時15分までをお願いします ◆ 当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は9時30分までに電話でご連絡ください ◆ 原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。緊急の場合で、お迎えが遅れたり、延長保育を利用する場合には電話でご連絡ください ◆ 熱がある場合は登園を控えてください。また、登園後に37.5℃を越えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます

(2) 投薬について

基本的に園では薬の服用は行っていません。やむを得ず医師の指示により投薬の必要な方は確実に投薬するため医師にお薬の指示書を書いてもらってください（有料の場合もあります）。また、食物アレルギーやけいれんに対する薬については診断書を年1回ご提出いただきます。《医師の指示書がある方は下記要領をお守りください》

- ☆ 薬に名前を明記し（フルネームで）、園備え付けの投薬票に必要事項を記入し、薬と一緒にビニール袋に入れ、登園時に必ず職員に手渡してください
- ☆ 連絡帳にも薬があることを書いてください
- ☆ 指示書がない場合や手渡しでない場合、薬は飲ませられません

12 嘱託医について（3園共通）

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	医療法人森医院 こどもクリニック
医 院 長 名	森 庸祐
所 在 地	熊谷市石原 100-1 番地
電 話 番 号	048-599-3344

(2) 歯科

医療機関の名称	くろさわ歯科医院
医 院 長 名	黒沢 誠人
所 在 地	熊谷市柿沼 916-12 番地
電 話 番 号	048-525-9630

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

		なでしこ保育園	第二なでしこ保育園	第三なでしこ保育園
問合せ先	TEL	048-521-5698	048-525-3761	048-520-6112
	FAX	048-524-0822	048-524-7811	048-526-6720
窓口担当者		滝澤 加奈子	伊藤 千春	栗原 直美
ご利用時間		午前9時から午後5時		
苦情処理委員		原尻 和美	048-524-4997	
		岡田 教子	048-523-7174	
		五島 孝枝	048-524-9527	

14 非常災害時の対策

防火管理者	なでしこ保育園	第二なでしこ保育園	第三なでしこ保育園
	門倉 文子	大谷 光代	高田 美華
消防計画届出年月日	平成30年7月18日	令和1年6月6日	令和1年6月4日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します		
防火設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています		
避難場所	各園園庭・駐車場（広域避難場所→熊谷市立大幡中学校）		
緊急時の連絡手段	電話、保育メール、ホームページでの情報提供		

15 賠償責任保険の加入状況について（3園共通）

以下の保険に加入しています。

保険会社	損保ジャパン日本興亜 株式会社
保険の種類	賠償責任保険
保険金額	1事故につき最大一億円

16 個人情報の取り扱い

（個人情報の取り扱い方法）	
特定教育・保育提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。	

17 年間行事予定表（感染症の影響などにより変更することもあります）

月	行 事 名
4月	入園式、参観日（懇談会・保護者会総会）
5月	給食参観、内科健診、歯科健診、年中 親子遠足
6月	年長 親子遠足、年中 保育参観
7月	年長 お泊り保育
8月	七夕まつり、二十歳の同窓会
9月	祖父母参観
10月	年少 親子遠足、運動会
11月	秋祭り
12月	生活発表会、クリスマス会
1月	1年生同窓会、遊ぼう会、6年生同窓会
2月	節分、造形展、年長 卒園遠足、観劇
3月	演奏会（専門家による歌や楽器のコンサート）、お別れ会、保育参観・大掃除、卒園式
◎ 毎月の行事	お誕生会、お楽しみおやつ
◎ 年間を通して	保護者の一日保育士体験
◎ この他、年齢ごとの参観（0～2歳児は親子ふれあい遊び）	があります

18 一時預かり（在園児以外対象）

第三なでしこ保育園にて実施。

（1）保育時間

月曜日～金曜日：午前8時30分～午後4時30分 土曜日：午前8時30分～午後12時30分

（2）利用料金

6か月～2歳 1日3,000円 給食費及び教材費を含む

3歳以上 1日2,500円 給食費370円を含む。教材費は別途

※ 短時間でも受け付けています。（令和元年10月より）6か月～2歳は1時間800円、3歳以上は1時間700円（1時間単位）。3歳以上は給食費370円が別途かかります

※ 2号認定のお子さんで年少クラス以上の年齢のお子さんは月額37,000円を上限に、保育にかかる利用者負担が無償化の対象となります（令和元年10月から）。一旦園へのお支払いをしていただいた後、翌月上旬にひと月分を合計した領収書を園より発行します。利用者側でそれをお住いの市町村担当課へ提出し、無償化の手続きをしていただくこととなります。この場合、給食費は無償化の対象外となりますことをご承知おきください

19 ケガ等について

1. 保育中のケガについて

集団の中では、保育士が十分気を配っていても、ケガをしてしまうことがあります。中には、転んで手が出ず顔面を打ちつけすりむいたり、歯を負傷してしまうケースも増えていきます。起きてしまった場合は必要に応じて園で受診にいきますが、そういうことが起こりうることを何卒ご理解ください。園でも保険をかけていますが、希望者には任意加入の保険（AIG保険）もあります。

2. 保育中に友達にケガをさせてしまった場合

幼児はまだしっかりとした規範能力（良いことと悪いことを判断する力）が育っていない為、たいした理由もなく友達を突然押したりぶったりして思いもよらないケガになる場合があります。保育中の出来事はすべて園の責任ですが、子どもからの話で両者の保護者が気まぐらくなってしまった例もありますので、ケガをさせてしまったお子さんの保護者にも、相手の保護者に園側と一緒に対応して頂く場合もあります。

幼児はその場の状況をうまく説明できませんし、自分に都合の良い説明をすることもあります。保護者同士のトラブルを防ぐ為、園を中心にして解決していけるようご協力をお願いいたします。

3. かみつき・ひっかきについて

1～2歳児は言葉を喋り始める頃ですが、自分の気持ちを言葉でうまく表現できないので、かみついたりひっかいたりすることがあります。保育の中で十分注意をしていきますが、このような年齢であることもご理解下さい。

20 写真撮影の外注について

お子様の様子をお伝えする手段のひとつとして、行事の際や日常生活の様子を複数の写真撮影業者へ外注しています。回数は多くありませんが、写真がアップされましたらその都度メールでお知らせします。購入は任意です。

重要事項説明同意書

社会福祉法人なでしこ会
 なでしこ保育園
 第二なでしこ保育園
 第三なでしこ保育園

当法人における保育の提供を開始するに当たり、私は、本書面に基づいて、なでしこ保育園・第二なでしこ保育園・第三なでしこ保育園の利用に当たっての重要事項の説明を読み、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ ㊞

(園児から見た続柄：)

組 園児氏名 _____

園児生年月日 (H・R ・ ・ 生) _____

----- キ リ ト リ 線 -----

重要事項説明同意書

社会福祉法人なでしこ会
 なでしこ保育園
 第二なでしこ保育園
 第三なでしこ保育園

当法人における保育の提供を開始するに当たり、私は、本書面に基づいて、なでしこ保育園・第二なでしこ保育園・第三なでしこ保育園の利用に当たっての重要事項の説明を読み、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ ㊞

(園児から見た続柄：)

組 園児氏名 _____

園児生年月日 (H・R ・ ・ 生) _____